

千葉県報

定例
令和8年6月2日

第14148号

千葉県報

令和8年6月2日（火曜日）

主要目次

- 令和八年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領
- 令和七年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領（二件）
- 令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領
- 土地改良区定款の変更認可（二件）
- 教育委員会告示
- 令和九年度千葉県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等
- 土地改良区役員の退任及び就任
- 特定調達公告
- 落札者等の公告（二件）

告

示

千葉県告示第三百三三号

令和八年二月定例県議会の議決を経た令和八年度千葉県一般会計及び特別会計の予算の要領は、別冊のとおりである。

令和八年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百四号

令和七年十二月定例県議会の議決を経た令和七年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。

令和八年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百五号

令和八年二月定例県議会の議決を経た令和七年度千葉県一般会計及び特別会計の補正予算の要領は、別冊のとおりである。

令和八年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百六号

令和七年十二月定例県議会の議決を経た令和六年度千葉県一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の要領を、その認定に関する議会の議決及び監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和八年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 決算の認定に関する議会の議決 認定
- 二 決算の要領及び監査委員の意見 別冊のとおり

千葉県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、君津市末吉土地改良区の定款の変更を令和八年五月二十六日付けで認可した。

令和八年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第三百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、天羽土地改良区の定款の変更を令和八年五月二十六日付けで認可した。

令和八年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊人

教育委員会告示

千葉県教育委員会告示第十九号

県立高等学校管理規則（昭和五十四年千葉県教育委員会規則第一号）第二十五条の規定により、令和九年度千葉県立高等学校第一学年生徒の募集及び入学者選抜の方法等について、次のとおり定めた。

令和八年六月二日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛

第一 入学者選抜の種類

入学者選抜の種類は、一般入学者選抜、海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜、連携型高等学校の特別入学者選抜、地域連携アクティブスクールの入学者選抜、秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜とする。

入学者選抜（秋季入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜を除く。）を除く。以下第一において同じ。）においては、本検査を令和九年二月十六日（火曜日）及び十七日（水曜日）（海外帰国生徒の特別入学者選抜、外国人の特別入学者選抜、中国等帰国生徒の特別入学者選抜、成人の特別入学者選抜及び通信制の課程の入学者選抜（一期入学者選抜に限る。）にあつては、同月十六日（火曜日））に実施するとともに、感染症罹患等やむを得ない理由により本検査を全部又は一部受検することができなかった者については、追検査を同月二十五日（木曜日）に実施する。

なお、入学者選抜においては、前記以外の期日に、入学許可候補者が募集定員に満たない場合等における第二次募集及び追加募集（定時制の課程の入学者選抜に限る。）を行うことがある。

また、前記以外の期日に、通信制の課程においては二期入学者選抜、三期入学者選抜及び四期（秋季入学）入学者選抜を、三部制の定時制の課程においては秋季入学者選抜を行う。

第二 一般入学者選抜

全日制の課程（地域連携アクティブスクールを除く。）及び定時制の課程の全ての学科において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学力検査の成績、学校設定検査（面接、集団討論、自己表現、作文、小論文、適性検査、学校独自問題による検査及びその他の検査のうちから各高等学校がいずれか一以上の検査を設定して実施する検査をいう。以下同じ。）の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。

なお、三部制の定時制の課程の一般入学者選抜枠は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数とする。

一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和九年二月二日（火曜日）から四日（木曜日）までとし、受付時間は同月二日（火曜日）及び三日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月四日（木曜日）にあつては午前九時から正午までとする。

3 提出先

志願する高等学校の校長

二 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

受付期間は令和九年二月九日（火曜日）及び十日（水曜日）とし、受付時間は同月九日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

三 入学願書等の提出期間等の特例

1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。

(一) 入学願書等の提出期間を経過した後に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者

(二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者

2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間

提出期間及び受付期間は令和九年二月九日（火曜日）及び十日（水曜日）とし、受付時間は同月九日（火曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。

四 検査の期日

令和九年二月十六日（火曜日）及び十七日（水曜日）

五 検査の内容

1 第一日の検査の内容

(一) 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	各五十分	各教科百点

(二) 学校設定検査（定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校に限り実施する。）

2 第二日の検査の内容

(一) 学力検査の内容

教科	時間	配点
理科・社会	各教科五十分	各教科百点

(二) 学校設定検査（定時制の課程の学力検査を実施する教科を国語・数学・英語の三教科と定めた高等学校を除き実施する。ただし、当該高等学校が第一日に実施できない場合は、第二日に実施することができる。）

六 追検査

1 提出書類

追検査受検願、本検査を受検できなかった理由を証明する書類等

2 提出期間及び受付時間

提出期間は令和九年二月十九日(金曜日)及び二十二日(月曜日)とし、受付時間は同月十九日(金曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月二十日(月曜日)にあつては午前九時から正午までとする。

- 3 提出先
志願した高等学校の校長
- 4 検査の期日
令和九年二月二十五日(木曜日)

七 選抜方法

- 1 中学校(特別支援学校、中等教育学校及び義務教育学校を含む。第七を除き、以下同じ。)の校長から送付された調査書等の書類の審査、学力検査の成績及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
- 2 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、学力検査の成績、学校設定検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。
- 3 理数に関する学科を志願する者については、学力検査の数学及び理科の得点を一・五倍し、又は二倍した値をそれぞれ数学及び理科の得点とみなすことができる。
- 4 国際関係に関する学科を志願する者については、学力検査の英語の得点を一・五倍し、又は二倍した値を英語の得点とみなすことができる。
- 5 三部制の定時制の課程の学力検査を実施する教科を五教科と定めた高等学校を志願する者については、学力検査の五教科のうち、志願者が出願時に申告した三教科の得点を一倍から三倍までの範囲内で当該高等学校において別に定める倍率を乗じた値をそれぞれの教科の得点とみなすものとする。

八 入学許可候補者の発表の日時及び場所

- 1 日時
令和九年三月二日(火曜日)午前九時
- 2 場所
志願した高等学校

九 第二次募集等

- 1 全日制の課程(地域連携アクティブスクールを除く。)及び定時制の課程(三部制の定時制の課程を除く。)にあつては入学許可候補者が募集定員に満たない場合、三部制の定時制の課程にあつては入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、第二次募集を行う。

- 2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先

(一) 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

- (二) 提出期日及び受付時間
提出期日は令和九年三月五日(金曜日)とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。
- (三) 提出先
志願する高等学校の校長

3 志願又は希望の変更

- (一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程、学科及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。この場合において、志願又は希望の変更後の志願先となる高等学校は、「第二 一般入学者選抜」の九、「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の九又は「第十 通信制の課程の入学者選抜」の二を行う高等学校とする。
- (二) 受付期日及び受付時間
受付期日は令和九年三月八日(月曜日)とし、受付時間は午前九時から午後四時三十分までとする。

4 検査の期日

令和九年三月十日(水曜日)

5 検査の内容

面接及び各高等学校において別に定める検査

6 選抜方法

- (一) 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査並びに面接及び各高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、各高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。
- (二) 調査書中の必修教科の評定の全学年の合計値及びその他の記載事項、面接及び各高等学校において別に定める検査の結果等の選抜の資料は原則として数値化するものとし、選抜の資料の配点は各高等学校において別に定める。

7 入学許可候補者の発表の日時及び場所

- (一) 日時
令和九年三月十二日(金曜日)午前九時
- (二) 場所
志願した高等学校

8 定時制の課程(三部制の定時制の課程を除く。)

にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員に満たない場合、三部制の定時制の課程にあつては第二次募集を行つても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合、追加募集

を行う。

追加募集の検査の期日は、令和九年三月二十五日(木曜日)又は二十六日(金曜日)とする。

9 三部制の定時制の課程において、追加募集を行っても入学許可候補者が募集定員から転入学等の予定人員及び「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数を減じた人数に満たない場合には、当該満たない人数を「第九 秋季入学者選抜」において募集する人数に加える。

第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜

海外帰国生徒の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

1 外国における在住期間が帰国時から遡り継続して二年以上四年未満の者で、帰国後一年以内のもの

2 外国における在住期間が帰国時から遡り継続して四年以上の者で、帰国後二年以内のもの

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、海外在住状況説明書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 志願又は希望の変更

1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び学科の変更をすることができる。

2 受付期間及び受付時間

「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。

四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

五 検査の期日

令和九年二月十六日(火曜日)

六 検査の内容

1 学力検査の内容

教科	時間	配点
国語・数学・英語	各五十分、英語は六十分	各教科百点

2 学校設定検査

七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

八 選抜方法

「第二 一般入学者選抜」の七の1及び2に定めるところによる。

九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

十 海外帰国生徒の受入校等の指定

受入校、課程及び学科については、別に定める。

第四 外国人の特別入学者選抜

外国人の受入校を指定し、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。

一 志願要件

保護者等とともに千葉県内に居住している又は居住予定のある外国籍の者等のうち、入国後の在日期間が三年以内のもの

二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先

1 提出書類

入学願書、調査書、外国人特別措置適用申請書等

2 提出期間、受付時間及び提出先

「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。

三 志願又は希望の変更

「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。

四 入学願書等の提出期間等の特例

「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。

五 検査の期日

「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。

六 検査の内容

面接及び作文(いずれも英語又は日本語による。)

七 追検査

「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。

八 選抜方法

中学校の校長等から送付された調査書、外国人特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

九 入学許可候補者の発表の日時及び場所

「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。

十 外国人の受入校等の指定

受入校、課程及び学科については、別に定める。

第五 中国帰国生徒の特別入学者選抜

<p>「第二 一般入学者選抜」及び「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件</p> <p>保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住している又は居住予定のある者のうち、帰国して三年以内のもの</p> <p>なお、中国等引揚者とは、昭和二十年九月二日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国したものをいう。</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類</p> <p>入学願書、調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の二に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日</p> <p>「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容</p> <p>面接及び作文</p> <p>七 追検査</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法</p> <p>中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第六 成人の特別入学者選抜</p> <p>定時制の課程において、成人に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件</p> <p>令和九年三月三十一日に満十八歳に達している者</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>1 提出書類</p> <p>入学願書、成人の特別入学者選抜志願申請書等</p>	<p>2 提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更</p> <p>1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類、課程及び三部制の定時制の課程の部の変更をすることができる。</p> <p>2 受付期間及び受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。</p> <p>(一) 入学願書等の提出期間を経過した後に、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者</p> <p>(二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、志願者本人等の転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず志願又は希望の変更をしようとする者</p> <p>2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日</p> <p>「第三 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の五に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容</p> <p>面接及び作文</p> <p>七 追検査</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法</p> <p>成人の特別入学者選抜志願申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を選抜の資料とし、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第七 連携型高等学校の特別入学者選抜</p> <p>連携型高等学校と連携する中学校からの志願者に対して、「第二 一般入学者選抜」の募集人員の一部について特別に入学者の選抜を行う。</p> <p>一 志願要件</p> <p>連携する中学校の校長の承認を得た者</p> <p>二 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p>
--	--

<p>三 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>2 受付期間及び受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p>	<p>1 提出書類</p> <p>入学願書、志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等</p> <p>2 提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一の2及び3に定めるところによる。</p> <p>三 志願又は希望の変更</p> <p>1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する入学者選抜の種類の変更をすることができる。</p> <p>2 受付期間及び受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の二の2に定めるところによる。</p> <p>四 入学願書等の提出期間等の特例</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の三に定めるところによる。</p> <p>五 検査の期日</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。</p> <p>六 検査の内容</p> <p>連携型高等学校において別に定める検査</p> <p>七 追検査</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>八 選抜方法</p> <p>連携する中学校の校長から送付された志願理由証明書、連携型高等学校において別に定める書類等の審査及び連携型高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、連携型高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>九 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜</p> <p>地域連携アクティブスクールに指定された高等学校において、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、各高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p> <p>一 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の一に定めるところによる。</p> <p>二 志願又は希望の変更</p> <p>1 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。</p>
<p>5 検査の内容</p> <p>各高等学校において別に定める検査</p>	<p>1 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間について、次の(一)又は(二)に該当する者に対し特例を認める。</p> <p>(一) 入学願書等の提出期間を経過した後、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する千葉県立高等学校を新たに志願しようとする者</p> <p>(二) 志願又は希望の変更の受付期間中に、保護者の転勤等に伴う転居により、志願した高等学校入学後の通学に支障が生じたため、やむを得ず地域連携アクティブスクールの入学者選抜を実施する高等学校へ志願の変更をしようとする者</p> <p>2 入学願書等の提出期間及び志願又は希望の変更の受付期間並びにその受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の三の2に定めるところによる。</p> <p>四 検査の期日</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の四に定めるところによる。</p> <p>五 検査の内容</p> <p>各高等学校において別に定める検査</p> <p>六 追検査</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の六に定めるところによる。</p> <p>七 選抜方法</p> <p>中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び各高等学校において別に定める検査の結果を選抜の資料とし、地域連携アクティブスクールの教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>八 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の八に定めるところによる。</p> <p>九 第二次募集</p> <p>1 入学許可候補者が募集定員に満たない場合、第二次募集を行う。</p> <p>2 提出書類並びにその提出期日、受付時間及び提出先</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の九の2に定めるところによる。</p> <p>3 志願又は希望の変更</p> <p>(一) 出願した者は、一回に限り、志願する高等学校の変更又は希望する学科の変更をすることができる。</p> <p>(二) 受付期日及び受付時間</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の九の3の(二)に定めるところによる。</p> <p>4 検査の期日</p> <p>「第二 一般入学者選抜」の九の4に定めるところによる。</p>

<p>6 選抜方法 「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。</p> <p>7 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の九の七に定めるところによる。</p> <p>第九 秋季入学者選抜 三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。 なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。</p> <p>1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>2 提出期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>3 提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>4 提出期間は令和九年八月十八日（水曜日）及び十九日（木曜日）とし、受付時間は同月十八日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十九日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>5 提出先 志願する高等学校の校長</p> <p>6 検査の期日 令和九年八月二十四日（火曜日）</p> <p>7 検査の内容 検査の内容</p> <p>8 学校設定検査 学校設定検査</p> <p>9 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>10 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>11 日時 令和九年八月二十七日（金曜日）午前九時</p> <p>12 場所 志願した高等学校</p> <p>13 通信制の課程の入学者選抜 通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p>	<p>14 選抜方法 「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。</p> <p>15 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の九の七に定めるところによる。</p> <p>16 秋季入学者選抜 三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。 なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。</p> <p>17 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>18 提出期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>19 提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>20 提出期間は令和九年八月十八日（水曜日）及び十九日（木曜日）とし、受付時間は同月十八日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十九日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>21 提出先 志願する高等学校の校長</p> <p>22 検査の期日 令和九年八月二十四日（火曜日）</p> <p>23 検査の内容 検査の内容</p> <p>24 学校設定検査 学校設定検査</p> <p>25 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>26 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>27 日時 令和九年八月二十七日（金曜日）午前九時</p> <p>28 場所 志願した高等学校</p> <p>29 通信制の課程の入学者選抜 通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p>
<p>30 選抜方法 「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。</p> <p>31 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の九の七に定めるところによる。</p> <p>32 秋季入学者選抜 三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。 なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。</p> <p>33 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>34 提出期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>35 提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>36 提出期間は令和九年八月十八日（水曜日）及び十九日（木曜日）とし、受付時間は同月十八日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十九日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>37 提出先 志願する高等学校の校長</p> <p>38 検査の期日 令和九年八月二十四日（火曜日）</p> <p>39 検査の内容 検査の内容</p> <p>40 学校設定検査 学校設定検査</p> <p>41 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>42 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>43 日時 令和九年八月二十七日（金曜日）午前九時</p> <p>44 場所 志願した高等学校</p> <p>45 通信制の課程の入学者選抜 通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p>	<p>46 選抜方法 「第八 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の七に定めるところによる。</p> <p>47 入学許可候補者の発表の日時及び場所 「第二 一般入学者選抜」の九の七に定めるところによる。</p> <p>48 秋季入学者選抜 三部制の定時制の課程の午前部、午後部及び夜間部において、それぞれの募集定員の一部について、各高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、学校設定検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。 なお、秋季入学者選抜の募集人員は、午前部、午後部及び夜間部のそれぞれについて募集定員から転入学等の予定人員を減じた人数の五パーセントとする。</p> <p>49 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先</p> <p>50 提出期間及び受付時間 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>51 提出先 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。</p> <p>52 提出期間は令和九年八月十八日（水曜日）及び十九日（木曜日）とし、受付時間は同月十八日（水曜日）にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月十九日（木曜日）にあつては午前九時から午後四時までとする。</p> <p>53 提出先 志願する高等学校の校長</p> <p>54 検査の期日 令和九年八月二十四日（火曜日）</p> <p>55 検査の内容 検査の内容</p> <p>56 学校設定検査 学校設定検査</p> <p>57 選抜方法 中学校の校長から送付された調査書等の書類の審査及び学校設定検査の結果を選抜の資料とし、三部制の定時制の課程の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。</p> <p>58 入学許可候補者の発表の日時及び場所</p> <p>59 日時 令和九年八月二十七日（金曜日）午前九時</p> <p>60 場所 志願した高等学校</p> <p>61 通信制の課程の入学者選抜 通信制の課程において、高等学校が定めた期待する生徒像に基づき、高等学校において別に定める検査の結果及び書類審査等により入学者の選抜を行う。</p>

- 2 志願の変更
 - (一) 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の2の(一)に定めるところによる。
 - (二) 受付期日及び受付時間
 - 「第二 一般入学者選抜」の九の3の(二)に定めるところによる。
- 3 検査の期日
 - 「第二 一般入学者選抜」の九の4に定めるところによる。
- 4 検査の内容
 - 通信制の課程の高等学校において別に定める検査
- 5 選抜方法
 - 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。
- 6 入学許可候補者の発表の日時及び場所
 - 「第二 一般入学者選抜」の九の7に定めるところによる。
- 三 三期入学者選抜
 - 1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先
 - (一) 提出書類
 - 「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。
 - (二) 提出期間及び受付時間
 - 提出期間は令和九年四月五日(月曜日)及び六日(火曜日)とし、受付時間は同月五日(月曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月六日(火曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。
 - (三) 提出先
 - 志願する高等学校の校長
 - 2 検査の期日
 - 令和九年四月九日(金曜日)
 - 3 検査の内容
 - 通信制の課程の高等学校において別に定める検査
 - 4 選抜方法
 - 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。
 - 5 入学許可候補者の発表の日時及び場所
 - (一) 日時
 - 令和九年四月十三日(火曜日) 午前九時
 - (二) 場所
 - 志願した高等学校
 - 四 四期(秋季入学)入学者選抜
 - 1 提出書類並びにその提出期間、受付時間及び提出先
 - (一) 提出書類

「第二 一般入学者選抜」の一の1に定めるところによる。

- (二) 提出期間及び受付時間
 - 提出期間は令和九年八月三十日(月曜日)及び三十一日(火曜日)とし、受付時間は同月三十日(月曜日)にあつては午前九時から午後四時三十分まで、同月三十一日(火曜日)にあつては午前九時から午後四時までとする。
- (三) 提出先
 - 志願する高等学校の校長
- 2 検査の期日
 - 令和九年九月三日(金曜日)
- 3 検査の内容
 - 通信制の課程の高等学校において別に定める検査
- 4 選抜方法
 - 「第十 通信制の課程の入学者選抜」の一の7に定めるところによる。
- 5 入学許可候補者の発表の日時及び場所
 - (一) 日時
 - 令和九年九月八日(水曜日) 午前九時
 - (二) 場所
 - 志願した高等学校

第十一 その他

- 一 入学者選抜の実施に關して必要な事項は、別に定める。
- 二 障害のある生徒の受檢に際して必要な事項は、別に定める。
- 三 単位制による課程の第一次入学者選抜は、この告示を準用する。
- 四 この告示について不明な点がある場合は、次に問い合わせること。

千葉県教育庁教育振興部学習指導課学力向上推進室
電話〇四三(二二三)四〇五六

公 告

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十八項の規定により、浮戸川沿岸土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があつた。

令和八年六月二日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 退任理事

袖ヶ浦市三黒三〇五番地 高 浦 芳 一

〃 神納三、〇〇〇番地 田 中 義 男

木更津市有吉二〇四番地二 鈴木 克 弘

袖ヶ浦市三ツ作一、四七四番地	尾高澤	高澤誠悟
〃 谷中二五二番地一	石渡	石渡誠博
〃 神納一、一九八番地	中山	中山貴司
〃 飯富三、一六八番地	山下	山下庄司
〃 下新田九四四番地	石井	石井賢治
〃 大曾根七八三番地	森竹	森竹孝行
〃 〃 一、二五四番地一	陸野	陸野光彦
〃 岩井六三〇番地	福原	福原孝敏
〃 下泉七五一番地	山口	山口和之
〃 永地六六六番地	榎本	榎本普之
〃 横田二、九二八番地二	渡邊	渡邊功保
〃 木更津市上望陀六一五番地	藤尾	藤尾保功
〃 井尻九一七番地一	高間	高間保功
〃 曾根六六四番地	石井	石井義夫
二 退任監事	佐藤	佐藤誠司
〃 木更津市上望陀六一二番地	武井	武井隆文
〃 袖ヶ浦市神納三、二六六番地二	尾高	尾高孝悟
〃 上泉一、二四四番地四	鳥飼	鳥飼孝彦
三 就任理事	森竹	森竹孝行
〃 袖ヶ浦市大曾根一、二五四番地一	渡邊	渡邊辰男
〃 神納二、九六六番地	内藤	内藤信榮
〃 〃 一、一九七番地	花澤	花澤良巳
〃 飯富二、八五八番地三	山田	山田勝美
〃 下新田九七五番地	保坂	保坂芳宏
〃 大曾根一、一一二番地一	緒形	緒形幸夫
〃 岩井六一二番地	佐久間	佐久間一夫
〃 永地六六八番地	池田	池田貴夫
〃 三黒一七〇番地	吉田	吉田幸夫
〃 谷中二四六番地	笈川	笈川政登
〃 横田四、六一七番地一四	渡邊	渡邊繁雄
〃 埼玉県所沢市青葉台一、二八一番地二九	齋藤	齋藤秀夫
〃 木更津市有吉八九三番地	松本	松本康彦
〃 曾根五五番地		

袖ヶ浦市蔵波台三丁目二〇番地一〇	在智美
〃 〃 七丁目一〇番地一〇	戸嶋敬子
四 就任監事	
〃 木更津市曾根六六四番地	高間功
〃 袖ヶ浦市神納三、二六六番地二	佐藤誠司
〃 上泉七五七番地	福原秀夫
特 定 調 達 公 告	
〔この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。〕	
落札者等の公告	熊谷俊人
別冊のとおり落札者等について公告する。	
令和8年6月2日	
落札者等の公告	加藤厚
別冊のとおり落札者等について公告する。	
令和8年6月2日	
千葉県がんセンター病院長	

購読料

本号 (別冊を含む。)

一部

六〇七円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二二三)二六五八